

経営戦略の策定等に要する経費に係る財政措置について

- 公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図るため、「経営戦略の策定」に要する経費について、地方交付税措置を講じる。特に、持続可能なサービス提供を実現していくためには、自団体での取組のみならず、地方公共団体の枠組みを超えた取組が有効であることから、広域化に係る調査・検討に要する経費について重点的に支援する。
- 併せて、地方公共団体における専門的知識・ノウハウを有する外部人材を積極的に活用するため、「公営企業経営支援」に係る財政措置を講じる。

【1】経営戦略の策定支援に係る地方交付税措置

1. 対象事業

全ての公営企業（病院事業を除く）

2. 対象経費

経営戦略の策定に要する経費

（具体例）

- 先進団体視察に要する経費
- 専門家等を交えた研究会の実施、専門家の招へいに要する経費（ただし、【2】公営企業の経営支援に係る経費を除く。）
- 「投資・財政計画」の策定に要する経費
 - ・「投資試算」「財政試算」のシミュレーション
 - ・収支ギャップ解消策の検討・効果額の試算 等
- 水道広域化の調査・検討（事業統合、施設の統廃合、システム統合の検討等）に要する経費
- 住民への普及・啓発活動等に要する経費
- その他事務雑費（印刷費、消耗品費等） 等

※経営戦略の改定に要する費用についても一定の要件を満たすものは対象に含める。

3. 対象期間

平成28年度～平成30年度（「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」）

4. 地方交付税措置の内容

- 対象経費の1/2について一般会計から繰り出すこととする。
（対象経費の上限額 1,000万円（事業費ベース・複数年度通算））
- 一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置を講じる。
- 水道広域化の調査・検討に要する経費については、対象経費の上限額を上乗せ（＋1,500万円、合計2,500万円）し、重点的に支援。

5. 地方財政計画計上額

11億円（【2】公営企業の経営支援に要する経費を含む）

【2】公営企業の経営支援に係る地方交付税措置

1. 背景

- 公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増しつつある中で、将来にわたって 公営企業を持続的・安定的に提供していくため、地方公共団体において「抜本的な改革の検討」、「公営企業会計の適用」及び「経営戦略の策定」について取り組む必要があり、取り組むにあたって、地方公共団体には、専門的知識・ノウハウが求められている。
- 一方、地方公共団体では、大量退職等による事業経営に精通した現役職員の減少（特に、小規模団体（一般市・町村）においては担当職員数が少数）等により、専門的知識・ノウハウを有する人材が不足しているところである。
- これらを踏まえ、公営企業の経営基盤の強化等に取り組むに当たり、専門的知識・ノウハウを有する外部人材を積極的に活用するため、地方交付税措置を講ずることとする。

2. 施策の概要

- 地方公共団体から公営企業の経営に精通した人材の推薦を受け、総務省においてリスト化し、ホームページにおいて公表。地方公共団体は、リストの中から適当な人材を選び、外部有識者として経営健全化に活用する。
- 地方公共団体が活用した人材の経営支援活動に要する経費（謝金・旅費等）について、地方交付税措置を講じる。

3. 対象事業

地方公営企業法当然適用8事業（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）、簡易水道事業及び下水道事業

4. 対象経費

- 謝金、旅費
- 資料収集等費＊
 - * 支援を行う自治体に関する事前調査や助言に必要な調査等に係る費用。
- その他（会場借上費、印刷費 等）

5. 地方交付税措置の内容

- 対象経費の1/2について一般会計から繰り出すこととする。
- 一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置を講じる。